

令和6年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
1	R6.11.15	R7.1.9	平成27年9月19日以降令和6年11月15日までに東京都労働委員会が発出した〇〇を名宛人とする不当労働行為調査開始通知書	75	1														労働委員会事務局審査調整課
	R6.12.13	R7.1.30	2022年頃に、〇〇が、他の労働組合を被申立人として東京都労働委員会に救済申立てをした事件に係る、労働委員会の審議結果等が分かる文書						1		1			1				(7条3号、6号) 対象文書の存否を応答することにより、対象となる労働組合の活動状況が明らかとなるなどして、労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれるおそれがあると認められ、また、公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	労働委員会事務局総務課
2	R6.12.13	R7.1.30	過去5年間の不当労働行為救済申立て事件のうち、被申立人の産業分類が廃棄物処理業の事件に係る、労働委員会の審議結果等が分かる文書	39	1					1	1			1				(7条2号) 具体的な紛争の内容そのものであり、特定の個人を識別でき、ないしは識別できないにしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 (7条3号) 公にすることにより、労働組合や使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 (7条6号) 公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	労働委員会事務局総務課